

# 豊田市森林環境教育活動事業補助金交付要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）及び豊田市森林保全・林業振興対策事業補助金等交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、豊田市森林環境教育活動事業に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 豊田市森林環境教育活動事業補助金（以下「補助金」という。）は、森林環境教育活動事業に要する費用の一部を補助することにより、森林環境教育の幅を広げ、より多くの市民等への森林への理解を促し、健全な森づくりにつなげることを目的とする。

## (対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、森林環境教育活動を自主的に行う団体、個人。

## (対象事業)

第4条 補助金の交付対象事業（以下「補助対象事業」という。）は市民向け又は市内森林における森林環境教育の講座等（以下「講座等」という。）で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 森林の大切さの理解又は森林へ愛着を持つことにつながるもの
- (2) 豊田市の森づくり施策の理解を促すもの
- (3) 森づくりの人材の育成又は確保につながるもの
- (4) 地域材利用の促進、啓発につながるもの
- (5) その他、豊田市の森づくりに資するもの

2 講座等の開催にあたり、次の要件を満たすものとする。

- (1) 講座等の募集人数が10人以上で、開催されること。
- (2) 同一の事業について、市、県、国等による他の補助金等を受けていないこと。

## (対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の講座等に要する費用とする。

- (1) 報償費
- (2) 使用料
- (3) 車両損料
- (4) 保険料
- (5) 消耗品費
- (6) 郵送・運搬費
- (7) 広報・印刷費

(8) その他市長が認めたもの

2 前項の経費についての基準は、別紙4のとおりとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の10分の9以内とし、150千円に講座日数を乗じた額を上限とする。ただし、算定した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 市長は、前項の補助金について予算の範囲内で交付する。

(事業計画書)

第7条 要綱第3条第1項第1号「事業計画書」は、別紙1の森林環境教育活動事業計画書とする。

(事業実績書)

第8条 要綱第10条第1号「事業実績書」は、別紙2の森林環境教育活動事業実施報告書とする。

2 前項の報告書に、以下の書類を添付する。

(1) 領収書写し(支払いが証明できる書類)

(2) 実施状況写真(別紙3)

(補助金の概算払)

第9条 要綱第11条の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、同第3条の補助金交付申請書内に、概算払いである旨と、その使途・理由を記載するものとする。

2 市長は、前項により概算払の申請があった場合、適当と認めたときは、要綱第5条の交付決定通知書内にその旨を記載し、通知する。

3 前項により概算払の決定を受けた者は、請求書(豊田市指定様式)を市長に提出すれば、概算払により補助金の交付を受けることができる。ただし、事業完了後、精算を行う。

(免責事項)

第10条 補助対象者は、危険及び損害の防止に努めるものとし、活動において発生した事故、損害及びその補償等について、市はその責を負わない。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から適用する。

## 森林環境教育活動事業計画書

団体名 ( )

講座の名称		講座定員	人
講座の目的・概要		該当するものにチェックする <input type="checkbox"/> 森林の大切さの理解又は森林へ愛着を持つことにつながる <input type="checkbox"/> 豊田市の森づくり施策の理解を促す <input type="checkbox"/> 森づくりの人材の育成又は確保につながる <input type="checkbox"/> 地域材利用の促進、啓発につながる <input type="checkbox"/> その他、豊田市の森づくりに資する	

実施日	場所	内容	備考
月 日 ( )			
月 日 ( )			
月 日 ( )			
月 日 ( )			
月 日 ( )			
月 日 ( )			

(注) 1 講座毎に作成する。

(注) 講座の開催チラシ等があれば添付する (コピー可)。

## 森林環境教育活動事業実施報告書

団体名 ( )

講座の名称		講座定員	人
講座の目的・概要		該当するものにチェックする <input type="checkbox"/> 森林の大切さの理解又は森林へ愛着を持つことにつながる <input type="checkbox"/> 豊田市の森づくり施策の理解を促す <input type="checkbox"/> 森づくりの人材の育成又は確保につながる <input type="checkbox"/> 地域材利用の促進、啓発につながる <input type="checkbox"/> その他、豊田市の森づくりに資する	

実施日	場所	内容	参加人数	備考
月 日 ( )			人	
月 日 ( )			人	
月 日 ( )			人	
月 日 ( )			人	
月 日 ( )			人	
月 日 ( )			人	

(注) 1 講座毎に作成する。

## 実施状況写真

講座の名称 ( )

※1日あたり1枚以上の写真を添付する



月 日 ( )



月 日 ( )



月 日 ( )



月 日 ( )



月 日 ( )



月 日 ( )

(注) 1講座毎に作成する。

## 経費に関する基準

### 【補助対象外の経費】

- (1) 団体等の日常的な運営費、人件費（講師謝金を除く）
- (2) 交際費、接待費、慶弔費、親睦費
- (3) 賞金、賞品、記念品代等
- (4) 通信費（電話、FAX、インターネット等）
- (5) 食糧費
- (6) 事業と関係ない視察・研修旅費、団体の旅費
- (7) 備品購入費

### 【補助対象経費の限度額】

#### (1) 報償費（講師謝金）

- ・講師謝金については、団体等の会員やスタッフ（内部講師）は対象外とする。
- ・40,000円/日・人を上限とし、市の規程等を参考に査定する。

#### (2) 車両損料

- ・5,000円/日・台を上限とし、半日（4時間以内）の場合は2,500円を上限とする。

#### (3) その他

- ・この基準に定めのない補助対象経費の限度額は、市の規程等を参考に査定する。